

○郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第117号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第63号

昭和43年9月18日郡山市条例第39号

平成26年12月19日郡山市条例第45号

平成30年12月19日郡山市条例第69号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(平26条例45・平30条例69・一部改正)

(事業)

第3条 郡山市少年センター(以下「少年センター」という。)は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(平30条例69・一部改正)

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第11号）の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則（昭和42年郡山市条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年郡山市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第69号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。